

国民健康保険限度額適用認定証と標準負担額減額認定証を交付します

①70歳以上の被保険者で住民税非課税世帯の方
申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

この「認定証」を保険医療機関などに提示すると、高額な保険診療における支払いの自己負担限度額と、入院時の食事代などが減額されます。

②70歳未満の被保険者または70歳以上の被保険者で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する方
8月1日(水)から70歳以上の被保険者の高額療養費の自己負担限度額が変更されます。それに伴い、70歳未満の被保険者に加え、70歳以上の

後期高齢者医療制度 毎年8月に自己負担の割合を見直します

医療機関などで支払う医療費の自己負担(一部負担金)の割合は、「1割」または「3割」です。自己負担の割合は、毎年8月1日にその年度の住民税課税所得(市税・都民税納税通知書の「課税標準額」と世帯構成の状況から判定します。

8月31年度の自己負担の割合は、30年度の住民税課税所得に基づいて判定します。

自己負担の割合の判定基準

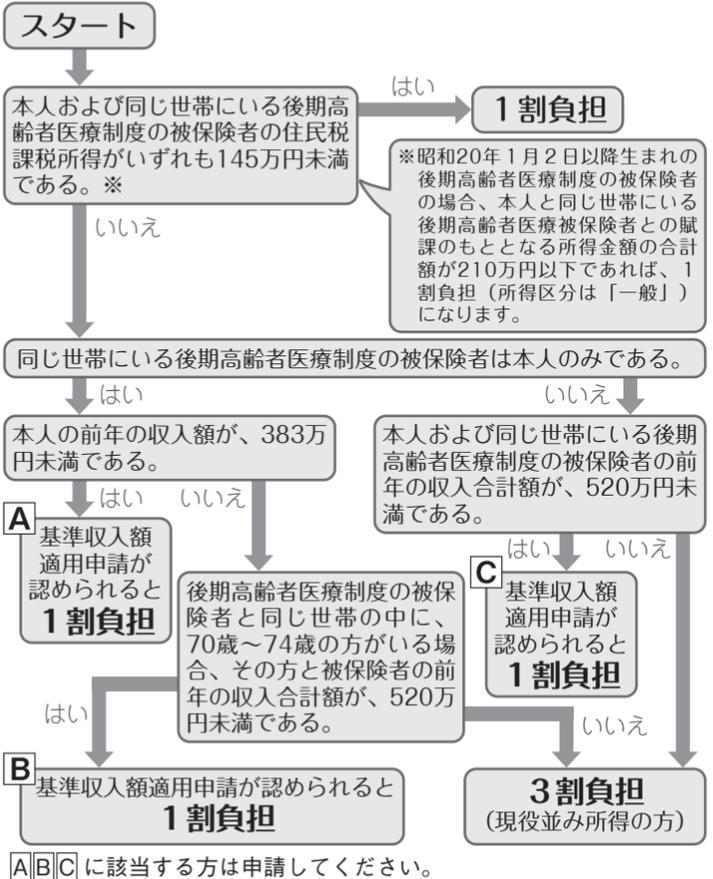
「1割」の判定基準 Ⅱ同じ世帯にいる被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の場合
「3割」の判定基準 Ⅱ本人および同じ世帯にいる被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方が1人でもいる場合 ※下図参照

基準収入額適用申請

住民税課税所得が145万円以上で、自己負担の割合が「3割」と判定された方も、「収入額」が基準額未満の方は、申請して認定されると「1割」になります。なお、この「収入額」は29年中の収入で、必要経費や公的年金控除などを差し引く前の金額です。

対象と思われる方には、申請書を送付しています。申請書が届いた方は、7月中に保険年金課高齢者医療係(市役所1階)に申請してください。詳しくは同係 ☎470・7846へ。

自己負担の割合の判定



国民健康保険から給付される医療費 急な病気で病院にかかったときは

出先で急に具合が悪くなるなど、やむを得ない事情で保険医療機関の窓口で被保険者証を提示せず医療を受けたときや、医師の指示でコルセットなどの治療用器具を作ったときは、世帯主からの申請により、後から保険給付の払い戻しが受けられます。

手続き方法 被保険者証、領収書(原本)、世帯主義義口座番号、認め印、次の①～⑤のそれぞれ必要な書類を添えて、保険年金課国民健康保険係(市役所1階)へ申請してください。なお、審査のため払い戻しには3カ月程度かかりますのでご了承ください。

①被保険者証を提示せずに病院などにかかったとき
②治療用器具(ギプス、コルセット、小児弱視治療用眼鏡、弾性ストッキングなど)
③医師の診断書(靴型器具の場合)、実際に装着する現物

④海外療養費Ⅱ診療内容明細書(日本語訳)、領収明細書(日本語訳)、調査に関わる同意書、パスポート
⑤医師が認めた、はり、灸、マッサージなどの施術料Ⅱ医師の同意書

※④・⑤は支払い委任している場合、柔道整復師または施術者からの請求になります。詳しくは同係 ☎470・7733へ。

児童手当、乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度 現況届の提出はお済みですか

児童手当
6月分以降の児童手当を受給するために現況届の提出が必要で、30年1月1日に市内に住んでいる方が確認できる写真(市役所1階)へ申請してください。なお、審査のため払い戻しには3カ月程度かかりますのでご了承ください。

乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度
現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療費の有効期間は9月30日(日)までです。30年1月1日に市内に住んでいる方が確認できる写真(市役所1階)へ申請してください。なお、審査のため払い戻しには3カ月程度かかりますのでご了承ください。

医療費助成制度
現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療費の有効期間は9月30日(日)までです。30年1月1日に市内に住んでいる方が確認できる写真(市役所1階)へ申請してください。なお、審査のため払い戻しには3カ月程度かかりますのでご了承ください。

「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」に係る説明会を開催します

市では、28年3月に待機児童の解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる市立保育園の当面の方向性を示すために「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を策定しています。同実施計画にある市立保育園の民間化計画など実施計画で支援策の効果が表れてきました。「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」では、潜在的なニーズを含めた教育・保育の量の見込みを推計し、これを上回る提供体制を確保すること待機児童の解消を目指し取り組んできており、おおむね計画通り進んでいます。年度当初の提供体制では97人の空きが生じている一方で、残念ながら38人の待機児童が生じています。この中には、条件や希望などが合わず待機している方もおられることから、待機児童と空き状況とのマッチングなどにも取り組んでまいります。

市では、これまで待機児童の解消を目指し、子ども・子育て支援策の拡充に向けて

提出してください。詳しくは児童青少年課 ☎470・7736へ。

現況届が提出されないと...

6月分以降の児童手当が受けられません

10月1日以降の医療証の交付が受けられません

夜間・休日納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税などの市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。

【日時】夜間納税相談窓口 7月26日(木)午後8時～7月28日(土)午後8時
休日納税相談窓口 7月28日(土)・29日(日)のいずれの日時

【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)
【注意】納税証明書の発行はできません
【その他】介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します

詳しくは同係 ☎470・7730へ。

納税にご協力を

7月31日(火)は、固定資産税・都市計画税第2期、国民健康保険税第1期、後期高齢者医療保険料第1期の納期です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニでお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

ライジングサン

市長 並木克巳



魅力あふれる子育て支援策の拡充に向けて重点課題としてきた子育て支援策の拡充に向けて

て支援策の効果が表れてきました。「保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」では、潜在的なニーズを含めた教育・保育の量の見込みを推計し、これを上回る提供体制を確保すること待機児童の解消を目指し取り組んできており、おおむね計画通り進んでいます。年度当初の提供体制では97人の空きが生じている一方で、残念ながら38人の待機児童が生じています。この中には、条件や希望などが合わず待機している方もおられることから、待機児童と空き状況とのマッチングなどにも取り組んでまいります。

市では、これまで待機児童の解消を目指し、子ども・子育て支援策の拡充に向けて